

熊本県公報

第 1 1 5 7 4 号
平成 19 年 7 月 13 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○保安林の指定に関する予定.....(森林保全課)	1
○指定居宅サービス事業所の指定(訪問介護).....(高齢者支援総室)	1
○指定介護予防サービス事業所の指定(介護予防訪問介護).....(")	1
○道路の区域変更.....(道路保全課)	2
○ "(")	2
○ "(")	2
○道路の供用開始.....(")	3
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更認証申請.....(男女共同参画・パートナーシップ推進課)	3
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知のあて所不分明に係る当該通知の掲示.....(森林保全課)	3
○道路の位置指定.....(建築課)	4
登 載 依 頼	
○熊本県公立大学法人評価委員会の開催.....(私学文書課)	4

告 示

熊本県告示第 625 号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 30 条の 2 の規定により告示する。

平成 19 年 7 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡山江村大字山田丙字湯原 1312 の 9、1312 の 13 から 1312 の 16 まで
- 2 指定の目的 落石の危険の防止
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに山江村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 626 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 7 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
南関町延寿荘訪問介護事業所 玉名郡南関町大字上長田 616 番地 1	南関町	平成 19 年 7 月 1 日

熊本県告示第 627 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス

事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 7 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
南関町延寿荘訪問介護事業所 玉名郡南関町大字上長田 616 番地 1	南関町	平成 19 年 7 月 1 日

熊本県告示第 628 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 7 月 13 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 7 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
			後			
主要 地方 道	玉名八女 線	玉名郡南関町大字関東字古町 870 番 3 地先から 同町大字関東字影平 1069 番 1 地先まで	前	4.5	573.2	緊道整
			後	10.0		
			前	4.5	573.2	
後	10.0					
			前	10.0	571.0	
			後	31.2		

2 区域を変更する期日 平成 19 年 7 月 13 日

熊本県告示第 629 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 7 月 13 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 7 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
			後			
一般 県道	横野矢部 線	上益城郡山都町大字三ヶ字年ノ神 1807 番 3 地先から 同所 1815 番 1 地先まで	前	10.8	8.5	災補道
			後	24.2		
			前	31.6	8.5	
後	34.0					

2 区域を変更する期日 平成 19 年 7 月 13 日

熊本県告示第 630 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 7 月 13 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 7 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	立野停車場線	阿蘇郡南阿蘇村大字立野字古村 1593 番 2 地先から 同所 1547 番 1 地先まで	前	4.0 ～ 6.4	102.2	交差点改良
			後	8.4 ～ 36.0		

2 区域を変更する期日 平成 19 年 7 月 13 日

熊本県告示第 631 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 19 年 7 月 13 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 7 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	小鶴原女木線	球磨郡五木村大字乙字中村 1646 番 2 地先から 同所 1646 番 2 地先まで	123.4	単道改

2 供用を開始する期日 平成 19 年 7 月 13 日

公 告

熊本県公告第 614 号

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 19 年 7 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 申請年月日
平成 19 年 7 月 3 日
- 名称
NPO 法人チャイルドケアサポートみるく
- 代表者の氏名
杉野 茂人
- 主たる事務所の所在地
熊本市新土河原二丁目 8 番 24 号
- 定款に記載された目的
この法人は、子どものいる家族に対して、安心して仕事をするができるよう、病中、病後の乳幼児の一時預かりデイサービスに関する事業を行い、男女共同参画社会の実現に寄与する事を目的とする。

熊本県公告第 615 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 の規定により通知する次の者については、その所在が不分明なので、同法第 189 条の規定により、当該通知の内容を天草市役所に掲示する。

平成 19 年 7 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 所在の不明な者の氏名
若松 榮美、松本 公治、高瀧 三喜男、鶴田 勝幸、宰川 金作、宰川 庄八、岩内 半五郎、田口 音吉、宰川 又一郎、鶴川 万次郎、酒井 秀吉、長野 久子、長野 奈賀市、長野 武士、林 仙太郎、宰川 久吉、宰川 安俊、鶴田 和太郎、宰川 字三郎、宰川 庄吉、宰川 利藤太、柴田 清次、宰川 竹吉、宰川 善四郎、鶴田 福市、宰川 ナツエ、山下 眉美、山下 ホズミ、濱崎 善男、福田 平太、宮津 眞太郎、鶴田 正己、松本 公治、最所 由美、鶴田 晴源、宰川 安廣、松本 照江、田口 孝、若松 一喜、鶴田 久則、板川 授、松本 雅文、松本 雅博、松本 雄一郎、山下 近男
- 2 通知の趣旨
(1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
(2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成 19 年 6 月 15 日付け熊本県告示第 543 号による。

熊本県公告第 616 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 19 年 7 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 山鹿市方保田 3145 番 6
- 2 築造者の氏名 東英二
- 3 道路の位置 山鹿市山鹿字亀の甲 547 番 1
- 4 道路の幅員 4.00 メートル
- 5 道路の延長 34.71 メートル
- 6 指定年月日 平成 19 年 6 月 28 日
- 7 指定番号 鹿本企調第 11 号

登載依頼**熊本県公立大学法人評価委員会公告第 1 号**

平成 19 年度第 1 回熊本県公立大学法人評価委員会を次のとおり開催する。

平成 19 年 7 月 13 日

熊本県公立大学法人評価委員会委員長

- 1 開催日時
平成 19 年 7 月 24 日（火）
午前 10 時から（2 時間程度）
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁本館 5 階「審議会室」
- 3 議題
・財務諸表及び利益処理の承認に対する意見
・平成 18 年度業務実績評価（案）等
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 会議の傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の 30 分前から行い、傍聴者の定員を満たした時点又は会議開催予定時刻になった時点で終了する。
(3) 傍聴者の決定は、受付先着順とする。ただし、受付開始時点ですでに定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県総務部私学文書課（電話 096-333-2062）